

農山漁村の多面的機能発揮のための総合的な施策の展開と 財源の確保を求める意見書

我が国の農山漁村は、安心・安全な食料の供給のほか、国土の保全、水源の涵養、伝統文化の継承など、多面的な機能を有している。これらの機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、将来にわたって国民全体がその恵沢を享受できるようにする必要がある。

しかしながら、こうした地域においては、少子・高齢化の進行、生活環境の整備の遅れなどから、人口が急激に減少し、集落機能の維持も困難となってきている。へき地、離島が多い本県にとっては喫緊の課題となっている。この状況を放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、その恵沢を享受できなくなり、国民全体にとって大きな損失が生じることが強く懸念される。

このため、国におかれては、新たに制定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」などに基づき政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされている。

よって、それらの政策の展開に当たっては、農山漁村の活性化と国民の共通の財産である多面的機能のより一層の発揮を実現する観点から、定住環境の整備、少子化対策などを含む総合的な施策の展開と安定した財源の確保を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

鹿児島県議会議員 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官